

広島県告示第四百三十七号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
五日市記念病院	広島市佐伯区倉重一丁目九五番地	平成三〇年七月五日	更新
医療法人静悠会 コム・クリニック佐藤	福山市引野町二丁目二〇番一七号	平成三〇年七月五日	更新
中村整形外科	福山市南蔵王町二丁目四番一一号	平成三〇年七月五日	更新